第１　議会の組織・構成・議員に関する調

１　町村数（表１）

調査日（平成 18 年 7 月 1 日）の町村数は、1,041 町村（844 町、197 村）である。平成 17 年度と比較すると、573 町村の減となっている。

また、平成 17 年国勢調査人口（以下「国調人口」という）から、地方自治法第 92 条（以下「法」という。）による議員定数の人口区分に応じた人口段階別にすると、A 区分（２千人未満）では 65 町村（6.2%）、B 区分（２千人以上５千人未満）では 166 町村（15.9%）、C 区分（５千人以上１万人未満）では 270 町村（25.9%）、D 区分（１万人以上２万人未満）では 320 町村（30.7%）、E 区分（２万人以上）では 220 町村（21.1%）である。

平成 17 年度と比較すると、２万人以上の E 区分（平成 17 年度では D 区分の 269 町村）の町村割合が 4.5%増加している。

表1　町村数

(単位：団体)

年	町村数			人口段階別内訳				
	総計	町	村	A	B	C	D	E
H18	1,041	844	197	65	166	270	320	220
H17	1,614	1,286	328	380		485	480	269
増減	▲ 573	▲ 442	▲ 131	▲ 149		▲ 215	▲ 160	▲ 49

２　町村人口（表２）

１町村あたりの平均人口は、平成 17 年国勢調査人口では 13,112 人、平成 18 年７月１日現在の住民基本台帳人口（以下「住基人口」という）では 13,257 人である。

平成 17 年度と比較すると、１町村あたりの平均住基人口は、1,472 人の増となっている。

表2　町村人口

(単位：人)

年	国勢調査 (平成17)		住民基本台帳	
	人口	1町村あたり平均	人口	1町村あたり平均
H18	13,649,508	13,112	13,801,000	13,257
H17	19,012,328	11,780	19,021,607	11,785
増減	▲ 5,362,820	1,332	▲ 5,220,607	1,472

３　議員定数・現議員数（表３～４）

１町村あたりの平均上限値は 19.9 人、条例定数は 16.０人であり、上限値と条例定数の差は 3.9 人である。これを平成 17 年度と比較すると、条例定数は 0.6 人の増となっている。（表３）

また、調査時点における現議員数は、16,253 人であり、これを平成 17 年度と比較すると、7,996 人の減となっている。（表４）

表3　議員定数

（単位：人）

年	国勢調査人口による上限値		条例定数	定数差
平成18	合計	20,724	16,608	4,116
	平均	19.9	16.0	3.9
平成17	合計	31,996	24,657	7,339
	平均	20.0	15.4	4.6
増減	合計	▲ 11,272	▲ 8,049	-
	平均	▲ 0.1	0.6	-

表4　現議員数

（単位：人）

年	条例定数	現議員数	人口段階別内訳					欠員数
			A	B	C	D	E	
平成18	16,608	16,253	569	1,887	3,836	5,574	4,387	355
平成17	24,657	24,249	4,265		6,860	7,922	5,202	408
増減	▲ 8,049	▲ 7,996	▲ 1,809		▲ 3,024	▲ 2,348	▲ 815	―

４　議員の所属党派・年齢構成・在職年数（表５～７）

全国の町村議員の現在数は、16,253 人であり、このうち男性議員は 15,170 人（93.3％）であり、女性議員は 1,083 人（6.7％）である。

また、所属党派別でみると、「無所属」が 14,427 人（88.8％）と最も多く、次いで「共産党」の 1,006 人（6.2％）、「公明党」の 536 人（3.3％）の順となっている。（表５）

年齢構成別では、「60～69 歳」が、6,590 人（40.5％）と最も多く、次いで「50～59 歳」の 5,667 人（34.9％）、「70～79 歳」の 2,603 人（16.0％）の順となっており、全町村議員の平均年齢は 61.2 歳である。（表６）

なお、最年長議員は、長崎県鹿町町の 91 歳である。

議員の在職年数で最も多いのは、「10 年未満」の 9,102 人（56.0％）であり、男女別では、男性 8,341 人（男性議員の 54.9％）、女性 761 人（女性議員の 70.3％）と「10 年未満」の割合が高い。次いで、「10 年以上 20 年未満」の 5,508 人（33.9％）、

「20 年以上 30 年未満」の 1,153 人（7.1%）の順となっている。

また、「50 年以上」の長期在職者も３人おり、最長在職期間は 53 年９ヵ月である。（表７）

表5　議員の所属党派

(単位：人)

性別	議員数	党派別内訳						
		無所属	自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	その他
男性	15,170	13,821	139	48	350	744	55	13
女性	1,083	606	5	8	186	262	9	7
合計	16,253	14,427	144	56	536	1,006	64	20

表6　議員の年齢構成

(単位：人)

性別	年齢構成							議員数	平均年齢(歳)
	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上		
男性	13	179	949	5,158	6,249	2,524	98	15,170	61.4
女性	3	17	128	509	341	79	6	1,083	57.8
合計	16	196	1,077	5,667	6,590	2,603	104	16,253	61.2

表7　議員の在職年数

(単位：人)

性別	10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上40年未満	40年以上50年未満	50年以上	合計
男性	8,341	5,226	1,121	445	34	3	15,170
女性	761	282	32	8	0	0	1,083
合計	9,102	5,508	1,153	453	34	3	16,253

５　議長の所属党派・年齢構成・在職年数（表８～12）

全国の町村議長 1,029 人のうち、男性議長は 1,023 人（99.4%）、女性議長は６人（0.6%）である。（表８）

議長任期の運用では、法第 103 条第２項で規定される法定の「４年」としているのは、563 町村（54.1%）であり、次いで「２年」の 363 町村（34.9%）、「１年」

の 79 町村（7.6%）となっている。（表９）

なお、県下全町村で４年の法定のところは、４県（岩手県、宮城県、長崎県、沖縄県）ある。

また、全国の議長を所属党派別でみると、議員の所属党派の割合と同様、「無所属」が 993 人（96.5%）と圧倒的に多い。（表 10）

年齢構成別でも、議員の年齢構成同様、「60～69 歳」が 478 人（46.5%）と最も多く、次いで「50～59 歳」の 279 人(27.1%)、「70～79 歳」の 242 人（23.5%）となっており、平均年齢は 63.9 歳である。（表 11）

議長の在職年数で最も多いのは、「２年未満」の 497 人（48.3%）であり、次いで、「２年以上４年未満」の 349 人（33.9%）となっている。（表 12）

なお、最長在職期間は、21 年３ヵ月である。

表8　議長

(単位：人)

町村数	議長数	男女別内訳		欠員数
		男性	女性	
1,041	1,029	1,023	6	12

表9　議長の任期

(単位：団体)

町村数	議長任期の運用			
	4年（法定）	2年	1年	その他
1,041	563	363	79	36

表10　議長の所属党派

(単位：人)

性別	議長数	党派別内訳						
		無所属	自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	その他
男性	1,023	987	18	3	11	4	0	0
女性	6	6	0	0	0	0	0	0
合計	1,029	993	18	3	11	4	0	0

表11　議長の年齢構成

（単位：人）

性別	年齢構成							平均年齢（歳）
	25～30歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	
男性	0	1	23	278	474	242	5	63.9
女性	0	0	0	1	4	0	1	66.8
合計	0	1	23	279	478	242	6	63.9

表12　議長の在職年数

（単位：人）

性別	2年未満	2年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上	合計
男性	492	349	150	31	1	0	1,023
女性	5	0	1	0	0	0	6
合計	497	349	151	31	1	0	1,029

６　常任委員会の設置・任期（表13～14）

常任委員会を設置している町村は 1,028 町村（98.8%）で、未設置は 13 町村（1.2%）である。

常任委員会の設置数を比較すると、「３委員会」が 561 町村（設置町村の 54.6%）と最も多く、次いで、「２委員会」の 418 町村（設置町村の 40.7%）、「４委員会」の３８町村（設置町村の 3.7%）、「１委員会」の 11 町村（設置町村の 1.1%）の順となっており、「５委員会以上」設置している町村はない。

１議会あたりの常任委員会設置数の平均は 2.6 であり、１委員会の平均定数は、6.1 人である。（表 13）

委員の任期では、「２年」が 654 町村（設置町村の 63.6%）と最も多く、次いで「４年」の 304 町村（設置町村の 29.6%）、「１年」の 63 町村（設置町村の 6.1%）、「その他」の７町村（設置町村の 0.7%）の順である。（表 14）

なお、常任委員会の数については、従来、町村は４箇までと限定されていたが、平成 12 年の法改正により、この制限が削除されたため、５以上の常任委員会を設置することは可能となっている。

しかし、財政状況の逼迫等の理由から、議員定数を削減し、同時に委員会数も３委員会若しくは２委員会に移行しているのが現状である。

なお、今般の平成 18 年の法改正（施行は同年 11 月 24 日）により、常任委員の数について、従来の「１人１箇」から「少なくとも１」と改正され、常任委員の複数所属が可能となっている。（今回の第 52 回調査実施時点では、まだ所属制限があるため、複数所属が可能となったことによる結果は把握できない。）

表13 常任委員会の設置

(単位:団体)

常任委員会設置町村数	常任委員会設置数別内訳					常任委員会未設置町村数	設置数平均	1委員会平均定数(人)
	5委員会以上	4委員会	3委員会	2委員会	1委員会			
1,028	0	38	561	418	11	13	2.6	6.1

表14 常任委員の任期

(単位:団体)

常任委員会設置町村数	常任委員の任期別内訳			
	4年	2年	1年	その他
1,028	304	654	63	7

7 議会運営委員会の設置・任期(表 15〜16)

議会運営委員会を設置している町村は 1,006 町村(96.6%)であり、未設置は 35 町村(3.4%)である。議会運営委員会の平均定数は、5.9 人である。(表 15)

議会運営委員の任期別内訳をみると、「2年」が 640 町村(設置町村の 63.6%)と最も多く、次いで「4年」の 297 町村(設置町村の 29.5%)、「1年」の 60 町村(設置町村の 6.0%)、「その他」の9町村(設置町村 0.9%)の順である。(表 16)

表15 議会運営委員会の設置

(単位:団体)

議会運営委員会		平均定数(人)
設置町村数	未設置町村数	
1,006	35	5.9

表16 議会運営委員の任期

(単位:団体)

議会運営委員会設置町村数	議会運営委員の任期別内訳			
	4年	2年	1年	その他
1,006	297	640	60	9

8 特別委員会の設置(表 17)

特別委員会を設置している町村は 895 町村(86.0%)であり、未設置は 146 町村(14.0%)である。

特別委員会の設置数は、「２委員会」が 194 町村（設置町村の 21.7%）が多いが、以下、「１委員会」の 181 町村（設置町村の 20.2%）、「５委員会以上」の 182 町村（設置町村の 20.3%）、「３委員会」の 172 町村（設置町村の 19.2%）、「４委員会」の 166 町村（設置町村の 18.5%）とほぼ同じ 20%前後の割合である。

また、特別委員会の１委員会平均定数は、10.8 人であり、１議会あたりの設置数の平均は 3.1 である。

表17 特別委員会の設置

(単位:団体)

特別委員会設置町村数	特別委員会設置数別内訳					特別委員会未設置町村数	設置数平均	1委員会平均定数(人)
	5委員会以上	4委員会	3委員会	2委員会	1委員会			
895	182	166	172	194	181	146	3.1	10.8

9 議長等の委員への就任状況（表 18）

議長が常任委員に就任しているのは、636 町村（常任委員会設置町村の 61.8%）であり、393 町村（常任委員会設置町村の 38.2%）では、一たん常任委員となった後、議会の同意を得て辞任している。

議会運営委員会の委員に議長が就任しているのは、70 町村（議会運営委員会設置町村の 7.0%）であり、936 町村（議会運営委員会設置町村の 93.0%）では就任していない。

また、副議長は、403 町村（議会運営委員会設置町村の 40.1%）で議会運営委員に就任しており、議長と比較すると、多い割合で議会運営委員に就任している。

表18 議長等の委員への就任状況

(単位:団体)

就任状況等	常任委員会	議会運営委員会	
	議長	議長	副議長
就任している	636	70	403
辞任している 就任していない	393	936	603

10 議会事務局の設置・議会事務局職員の状況・議会事務局長（書記長）の在職年数（表 19～21）

法第 138 条第２項により町村の議会事務局は条例で設置できることになっており、事務局を設置しているのは 1,029 町村（98.8%）、未設置は 12 町村（1.2%）である。

議会事務局職員の条例定数の平均は 2.6 人である。（表 19）

また、全町村における議会事務局職員の現在数は、2,673 人であり、１議会あたりの平均職員数は 2.6 人である。このうち、議会事務局設置町村の職員の現在数は、2,655 人であり、うち専任は 1,993 人（議会事務局設置町村における職員数の 75.1%）、兼任は 662 人（議会事務局設置町村における職員数の 24.9%）である。（表 20）

議会事務局長（書記長）の現在数は 1,022 人であり、在職年数別でみると、「１年以上３年未満」が 406 人（39.7%）と最も多く、次いで「１年未満」の 280 町村（27.4%）の順であり、３年未満の議会事務局長（書記長）の割合が７割と高い。（表 21）

表19　議会事務局の設置

（単位：団体）

議会事務局		条例定数平均	設置町村の職員条例定数合計
設置町村数	未設置町村数	（人）	（人）
1,029	12	2.6	2,715

表20　議会事務局職員の状況

（単位：人）

設置／未設置	町村数（団体）	議会事務局職員						
		事務局長・書記長		職員・書記等		合計		1議会平均
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	
設置	1,029	803	210	1,190	452	1,993	662	2.6
		1,013		1,642		2,655		
未設置	12	2	7	1	8	3	15	1.5
		9		9		18		
合計	1,041	805	217	1,191	460	1,996	677	2.6
		1,022		1,651		2,673		

表21　議会事務局長（書記長）の在職年数

（単位：人）

区分	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	合計
専任	223	309	159	105	9	805
兼任	57	97	45	16	2	217
合計	280	406	204	121	11	1,022

11　会派（表 22）

会派があるのは 194 町村（18.6%）であり、残る 847 町村（81.4%）では会派制をとっていない。

表22 会派

(単位:団体)

会派		合計(町村数)
有	無	
194	847	1,041

12　議会図書室（表 23）

議会図書室は法第 100 条第 17 項で設置が義務付けられており、同法第 15 項及び第 16 項で規定される官報や公報、政府刊行物を保管することになっており、さらに同法第 18 項でこれを一般にも利用させることができると規定している。

調査日時点で一般にも利用可能な形式で図書室を設置しているのは、490 町村（47.1%）であり、551 町村（52.9%）ではそのような形式で設置していない。

表23 議会図書室の設置

(単位:団体)

議会図書室	
設置している	設置していない
490	551

13　議会費（平成 18 年度当初予算）（表 24）

平成 18 年度議会費当初予算額の 1 町村あたりの全国平均は、87,474 千円であり、一般会計歳出総額 5,399,993 千円に占める割合は、1.6%である。

議会費予算のうち主なもの（全国平均）は、報酬 42,683 千円、給料 10,228 千円、職員手当等 19,704 千円、共済費 7,402 千円、旅費 2,205 千円、負担金・補助及び交付金 1,646 千円である。

一般会計に占める議会費の割合は、人口規模が大きくなるに従って、低くなっている。

表24　議会費（平成１８年度当初予算）

（単位：千円）

費目	全国平均	人口段階区分別平均				
		A	B	C	D	E
報酬	42,683	18,536	26,574	36,308	47,653	62,567
給料	10,228	3,828	6,914	9,081	11,074	14,798
職員手当等	19,704	7,334	12,306	16,133	21,845	30,207
共済費	7,402	3,049	4,725	6,477	8,213	10,664
報償費	25	10	9	33	24	33
旅費	2,205	1,288	1,608	1,825	2,376	3,142
交際費	409	259	326	315	453	568
需用費	1,515	506	905	1,159	1,666	2,489
役務費	245	82	116	171	275	440
委託料	900	287	455	551	1,005	1,693
使用料等	241	149	136	144	259	440
備品購入費	54	15	12	27	58	127
負担金・補助及び交付金	1,646	686	937	1,227	1,788	2,772
その他	217	124	298	229	203	189
議会費合計(A)	87,474	36,153	55,321	73,679	96,892	130,127
一般会計歳出合計（B）	5,399,993	1,633,197	2,862,848	4,099,265	6,070,351	9,048,582
（A）／（B）×100　(%)	1.6	2.2	1.9	1.8	1.6	1.4

14　議員報酬・委員長報酬・監査委員報酬・特別職報酬等審議会（表 25～29）

議員報酬月額の全国平均は、議長が 287,178 円、副議長 231,939 円、議員 210,640 円、町村長の給料は 691,949 円である。これを平成 17 年度と比較すると、議長は 6,539 円、副議長は 5,240 円、議員は 4,827 円のそれぞれ減額となっている。

人口段階別でみると、Ｅ区分（２万人以上）とＡ区分（２千人未満）では、議長で 112,708 円、副議長で 101,275 円、議員で 96,627 円の差がある。

議員報酬（287,178 円）の町村長給料（691,949 円）に対する割合は、全国平均で、議長は 41.5%、副議長は 33.5%、議員は 30.4%である。（表 25）

また、減額条例があるのは、議長・副議長ともに 244 町村（23.4%）、議員は 243 町村（23.3%）である。（表 26）

委員長報酬について、別途報酬条例で規定している町村は、常任委員長が 621 町

村（59.8%）、議会運営委員長が 571 町村（54.9%）であり、全国平均報酬月額は、常任委員長 212,756 円、議会運営委員長 213,679 円である。

また、委員長報酬について、条例で特に規定していない町村（この場合、議員報酬月額で計算）も含めた全国平均は、常任委員長で 210,022 円、議会運営委員長で 211,581 円である。（表 27）

監査委員報酬の全国平均は、「議員選出」の場合、年額 193,018 円、月額 32,047 円、日額 7,528 円であり、「識見を有する者」の場合、年額 258,885 円、月額 46,785 円、日額 8,507 円である。

また、これを全て月額換算した場合は、「議員選出」の場合、66,178 円、「識見を有する者」の場合、77,188 円である。（表 28）

特別職報酬等審議会を設置しているのは、823 町村（79.1%）である。（表 29）

表25　議員報酬

(単位：円)

職名	平　均 報酬月額	人口段階別平均報酬月額				
		A	B	C	D	E
議長	287,178	221,369	249,613	275,356	297,764	334,077
副議長	231,939	173,528	198,219	221,415	240,706	274,803
議員	210,640	155,865	176,024	200,137	219,811	252,492
常任委員長	212,756	163,130	182,312	200,841	220,567	257,888
議会運営委員長	213,679	170,340	181,626	198,546	220,650	258,011
(参考) 町村長給料	691,949	602,204	651,739	673,568	702,572	755,912

表26　議員報酬等の減額条例

(単位：団体)

職名	有	人口段階別内訳					無
		A	B	C	D	E	
議長	244	19	52	70	67	36	797
副議長	244	19	52	70	67	36	797
議員	243	19	52	69	67	36	798
(参考) 町村長給料	479	28	74	127	158	92	562

表27　委員長報酬

（単位：円）

職名	報酬条例制定町村数（団体）	報酬条例制定町村の平均報酬月額	全国平均報酬月額	差額
常任委員長	621	212,756	210,022	2,734
議会運営委員長	571	213,679	211,581	2,098

表28　監査委員報酬

（単位：円）

支給方法	議員選出		識見を有する者	
	町村数	平均報酬額	町村数	平均報酬額
年額	433	193,018	431	258,885
月額	389	32,047	406	46,785
日額	219	7,528	204	8,507
合計（月額換算）	1,041	66,178	2,082	77,188

表29　特別職報酬等審議会の設置

（単位：団体）

特別職報酬等審議会		合計
設置町村数	未設置町村数	
823	218	1,041

15　費用弁償・期末手当（表 30～34）

費用弁償（日当）を支給している町村について、対象別では、「本会議」出席が 354 町村（34.0%）、「委員会」出席が 388 町村（37.2%）、「自町村内への調査等」が 186 町村（17.8%）、「都道府県内への調査等」が 512 町村（49.1%）、「都道府県外への調査等」が 694 町村（66.6%）で支給している。（表 30）

費用弁償の平均支給額は、「本会議」出席が 528 円、「委員会」出席が 602 円、「自町村内への調査等」が 265 円、「都道府県内への調査等」が 954 円、「都道府県外への調査等」が 1,628 円である。（表 31）

期末手当は、「６月」支給が 1,024 町村（98.4%）で平均支給率は 162／100、「12月」支給が 1,034 町村（99.3%）で平均支給率は 182／100 であり、年間平均支給率は 344／100 である。（表 32・33）

期末手当の加算措置を行っているのは、891 町村（85.6%）であり、加算割合は「15～20%」が 448 町村（加算町村の 50.3%）と最も多く、次いで「５%未満」の

164 町村（加算町村の 18.4%)、「10～15%」の 150 町村（加算町村の 16.8%）の順となっている。（表 34)

表30　費用弁償（日当）の支給町村数

（単位：団体）

区分	支給町村数 / 不支給町村数	人口段階別内訳				
		A	B	C	D	E
本会議	354	19	30	91	118	96
	687	46	136	179	202	124
委員会	388	18	33	98	137	102
	653	47	133	172	183	118
調査等（自町村）	186	10	20	37	77	42
	855	55	146	233	243	178
調査等（県内）	512	22	85	137	160	108
	529	43	81	133	160	112
調査等（県外）	694	27	107	185	222	153
	347	38	59	85	98	67

表31　費用弁償（日当）の支給額

（単位：円）

区分	平均支給額	人口段階別平均支給額				
		A	B	C	D	E
本会議	528	422	268	484	552	773
委員会	602	477	340	523	666	838
調査等（自町村）	265	191	201	206	340	297
調査等（県内）	954	619	1,036	963	924	1,021
調査等（県外）	1,628	1,041	1,595	1,583	1,650	1,850

表32　期末手当の支給町村数

（単位：団体）

支給月	支給町村数 / 不支給町村数	人口段階別内訳				
		A	B	C	D	E
6月	1,024	62	159	265	319	219
	17	3	7	5	1	1
12月	1,034	63	164	267	320	220
	7	2	2	3	0	0

表33　期末手当の支給率

(単位：百分比)

支給月	平　均 支給率	人口段階別平均支給率				
		A	B	C	D	E
6月	162 ／100	150 ／100	157 ／100	158 ／100	163 ／100	171 ／100
12月	182 ／100	169 ／100	188 ／100	178 ／100	181 ／100	189 ／100

表34　期末手当の加算措置

(単位：団体)

加　算 町村数	加算割合別内訳						未加算 町村数
	5%未満	5～10%	10～15%	15～20%	20～25%	25%以上	
891	164	9	150	448	143	127	150

16　政務調査費（表 35～37）

政務調査費に関する条例を制定しているのは、210 町村（20.2%）である。（表 35）

政務調査費の交付対象は、「議員」が 110 町村（交付町村の 52.4%）と最も多く、次いで「会派及び議員」の 59 町村（交付町村の 28.1%）、「会派」の 41 町村（交付町村の 19.5%）となっている。

交付方法では、「１年」が 126 町村（交付町村の 60.0%）と最も多く、次いで「半年」の 45 町村（交付町村の 21.4%）、「毎月」と「四半期」がともに 17 町村（交付町村の 8.1%）の順である。（表 36）

１人あたりの交付額では、月額換算すると、全国平均は 8,536 円であり、交付対象でみると「議員」は 8,417 円、「会派」は 9,150 円、「会派及び議員」は 8,331 円となっている。（表 37）

収支報告書へ領収書を添付しているのは、178 町村（交付町村の 84.8%）である。（表 35）

表35　政務調査費に関する条例の制定

(単位：団体)

条例の制定	
制定している	制定していない
210	831

収支報告書への領収書の添付	
添付している	添付していない
178	32

表36 政務調査費の交付方法

(単位:団体)

交付方法 交付対象	毎月	四半期	半年	1年	その他	合計
議員	9	9	26	64	2	110
会派	3	3	9	26	0	41
会派及び議員	5	5	10	36	3	59
合計	17	17	45	126	5	210

表37 政務調査費の一人あたり交付額月額

(単位:団体)

交付額 交付対象	5,000円未満	5,000～9,999円	10,000～14,999円	15,000～19,999円	20,000円以上	合計	平 均 交付額 (円)
議員	19	38	38	6	9	110	8,417
会派	6	15	11	5	4	41	9,150
会派及び議員	11	25	16	1	6	59	8,331
合計	36	78	65	12	19	210	8,536

注) 交付方法が、四半期、半年、1年、その他については、月額に換算している。

17 会議録(表38～40)

会議録を「全文記録」により調製している町村は、定例会で1,034町村(99.3%)、臨時会で998町村(臨時会開催町村の99.8%)である。

そのうち「テープおこし等」による方法が、定例会で1,024町村(98.4%)、臨時会で992町村(臨時会開催町村の98.2%)と最も多く、次いで、速記者をおいて「速記」により調製している方法が、定例会で10町村(1.0%)、臨時会で6町村(臨時会開催町村の0.6%)であり、要点記録により調製しているのは、定例会で7町村(0.7%)、臨時会で12町村(臨時会開催町村の1.2%)と僅少である。

1会議録の平均調製日数は、定例会で51.2日、臨時会で34.0日となっている。(表38)

会議録を配付しているのは、定例会で874町村、臨時会で848町村であり、定例会では147町村、臨時会では156町村が配付していない。

配付先の内訳をみると、定例会・臨時会ともに「町村長」や「議員」、「公共施設」が多い傾向にある。「町村長」には法第123条第3項で、会議録の写しを添えて会議の結果を報告することになっているので、必ず配付するようになっており、また、「議員」や「長以外の管理職員」などいわゆる関係者のみに配付する町村が多いが、図書館や公民館などの「公共施設」のように住民がよく利用する場所に配付し、住民の利便に供しているのが定例会で304町村、臨時会で266町村ある。(表39)

会議録をホームページ上で公開しているのは、定例会で 168 町村（16.1%）、臨時会で 135 町村（13.4%）となっている。（表 40）

最近は会議録をホームページ上で公開する町村も増えているが、さらに特定のキーワード等で会議録内を検索できる検索機能つきの公開にしているのは、定例会で 78 町村（7.5%）、臨時会で 67 町村（6.6%）ある。

表38　会議録の調製

（単位：団体）

本会議の種別	調製方法			合計（町村数）	1会議録の平均調製日数（日）
	全文記録		要点記録		
	テープおこし等	速記			
定例会	1,024	10	7	1,041	51.2
臨時会	992	6	12	1,010	34.0

表39　会議録の配付

（単位：団体）

本会議の種別	配付	配付先（重複回答）						配付せず
		議員	町村長	長以外の管理職員	行政委員会	公共施設	その他	
定例会	874	380	876	230	29	304	72	147
臨時会	848	324	835	197	21	266	61	156

表40　会議録のホームページ上での公開

（単位：団体）

本会議の種別	公開している		公開していない
	検索機能がついている	閲覧のみできる	
定例会	78	90	873
臨時会	67	68	875

18　委員会・協議会記録（表 41～42）

委員会記録を作成しているのは、918 町村（88.2%）であり、協議会記録を作成しているのは 602 町村（57.8%）である。

委員会記録の調製方法は、「要点記録」によるが 694 町村（委員会記録作成町村の 75.6%）と最も多く、次いで、「全文記録によるテープおこし等」が 220 町村（委員会記録作成町村の 24.0%）、「全文記録による速記」が４町村（委員会記録作成町村の 0.4%）という順である。

これは協議会記録についても、同様の傾向で、「要点記録」によるが 511 町村（協議会記録作成町村の 84.9%）と最も多く、次いで「全文記録によるテープおこし等」が 86 町村（協議会記録作成町村の 14.3%）、「全文記録による速記」が５町村（協

議会記録作成町村の 0.8%）という順である。（表 41）
　また、委員会記録をホームページ上で公開しているのが 22 町村（2.1%）であり、協議会記録も６町村（0.6%）である。（表 42）

表41　委員会･協議会記録の作成

（単位：団体）

種別	作成している町村数	調製方法による内訳			作成していない町村数
		全文記録		要点記録	
		テープおこし等	速記		
委員会記録	918	220	4	694	123
協議会記録	602	86	5	511	439

表42　委員会･協議会記録のホームページ上での公開

（単位：団体）

本会議の種別	公開している		公開していない
	検索機能がついている	閲覧のみできる	
委員会記録	5	17	1,019
協議会記録	1	5	1,035